


「株式会社フェニックス」への「申入れ（2009年7月22日付け）・再申入れ（2009年11月20日付け）・改善要請（2010年5月19日付け）」と「同社回答内容（2009年9月30日付け、同年12月10日付け及び2010年6月7日付け回答書内容）」の確認資料

- ★ 本資料（下表記載内容）は、適格消費者団体「消費者機構日本」から「株式会社フェニックス」への契約条項に関する改善申入れ等の内容と、それらに対する「株式会社フェニックス」からの改善回答内容を取りまとめて記載しており、適格消費者団体「消費者機構日本」と「株式会社フェニックス」との再確認資料であるとともに、適格消費者団体「消費者機構日本」の公表における別紙資料として作成したものです。
- なお、「株式会社フェニックス」では契約書面等も含めた具体的な改善（下表記載内容）は2010年9月末日から実施されます。

株式会社フェニックスへの契約条項に関する「申入れ・再申入れ等の内容」	株式会社フェニックスからの「回答内容（契約条項に関する改善）」
<p>I. <差止請求事項>に関する申入れ</p> <p>1 [一般条項] 4条について</p> <div data-bbox="201 703 1178 967" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申込金は、契約成立時に売買代金の一部の支払いに充当して下さい。万一、私の都合で申込を撤回した場合、当日であっても迷惑料（当社規定により通常生ずる額）及びその車輛にかかった費用（修理・加修費等）整備・法定費用を請求されても異議はありません。この場合申込金、中間金より相殺されても異議は有りません。不足分は現金をもって貴社に支払います。当社規定による迷惑料・・・車体本体価格の20%（車体本体価格30万円以下の場合30%）、法定費用、車輛保管料（1500円×経過日数）</p> </div> <p><申入れ趣旨> 顧客が申込みを撤回した場合、契約成立前と契約成立後に分けて違約金に関する規定を適正な内容に訂正してください。</p>	<p>1. 本条項（一般条項第4条）については下記のように修正します。 （迷惑料と同水準額の請求自体を廃止）</p> <div data-bbox="1252 767 2112 1007" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>万一、注文者の都合により、申込金支払後、契約成立前に申し込みを撤回した場合、契約成立のために支出した損害につき、賠償します。また、契約成立後に申し込みを撤回した場合には、その車両にかかった費用（修理・加修費、整備費、運送費、保管費<1,500円×経過日数>等）を請求されても異議はありません。この場合、申込金、中間金を既に支払っていたときには、相殺されても異議はありません。</p> </div>
<p>2 [一般条項] 5条について</p> <div data-bbox="201 1190 1178 1302" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自動車登録に関連して必要となる登録書類は契約後、規定期間内に遅滞なく貴社に渡します。万一、私の都合により遅滞した場合、申込撤回と判断されても異議はありません。</p> </div> <p><申入れ趣旨> 「万一、私の都合により遅滞した場合、申込撤回と判断されても異議はありません」との文言を削除してください。</p>	<p>2. 一般条項第5条について、「万一、私の都合により遅滞した場合、申込撤回と判断されても異議はありません。」との文言（部分）を削除します。</p>

株式会社フェニックスへの契約条項に関する「申入れ・再申入れ等の内容」	株式会社フェニックスからの「回答内容（契約条項に関する改善）」
<p>3〔一般条項〕6条aについて</p> <p>下取車の契約を万一私の都合により撤回した場合、査定価格が付かない車輛であっても下取車手続代行費用の返還請求は致しません。又、迷惑料やその車輛にかかった費用（修理・加修・陸送費用等）整備・法定費用を請求されても異議は有りません。同時に契約車輛の契約が不履行になることはありません。</p> <p><申入れ趣旨> 下取車の契約を顧客が撤回した場合の違約金に関する規定を適正な内容に訂正してください。</p>	<p>3. 本条項（一般条項第6条）については下記のように修正します。 （迷惑料と同水準額の請求自体を廃止）</p> <p>下取車に関する契約成立後に、万一注文者の都合によりこれを撤回した場合、下取車手続代行費用や、その車両にかかった費用（修理・加修費・運送費・保管費等）を請求されても異議はありません。なお、下取車に関する契約が撤回されても、同時に契約車両の契約が撤回されることはありません。</p>
<p>4〔一般条項〕7条について</p> <p>走行不明と記載された契約車輛に対し、私は納車後に如何なる事情が発生したり、計器及びメーターの改ざん、もしくは計器の交換、及び流通履歴が立証されても、貴社には一切責任を追及したり、異議申し立てなど致しません。刑事的責任、民事的責任、行政的責任等も免責と致します。</p> <p><申入れおよび再申入れ趣旨> 削除してください。</p>	<p>4. 〔一般条項〕7条について 削除します。</p>
<p>5〔現金一括払約款〕1条について</p> <p>自動車の代金は、表記「支払条件」欄に基づき、中間金及び残金は記載の期日までとし、最長納車時までに遅滞なく現金をもって貴社に支払います。万一、私の都合により遅滞した場合、申込撤回と判断されても異議はありません。尚、貴社より記載の期日以外に支払請求があった場合は、速やかに現金をもって支払います。</p> <p><申入れ趣旨> 第2文を「万一、私の都合により遅滞した場合、貴社から一定期間を提示されて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に支払いをしなかったときには、売買契約を解除されても異議はありません」と訂正し、第3文を削除してください。</p>	<p>5. 現金一括払約款の第1条については、第2文を「万一、私の都合により遅滞した場合、貴社から一定期間を提示されて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に支払いをしなかったときには、売買契約を解除されても異議はありません」と修正します。また、第3文（「尚、貴社より記載の期日以外に…」）を削除します。</p>

株式会社フェニックスへの契約条項に関する「申入れ・再申入れ等の内容」	株式会社フェニックスからの「回答内容（契約条項に関する改善）」
<p>6〔注意事項〕1条について</p> <p>改造部位、社外品の装着車輛（納車後取り付けたものも含む）に関し、それによる故障、不具合が生じてもクレーム及び、修理費等の請求はできません。</p> <p>〔注意事項〕2条について</p> <p>修理歴及び災害車（ひょう害、水害、消火器散布車等）については、オークション履歴の評価に基づいて記載しておりますので、見解相違によるクレーム又修復歴提示車輛については、修復の大小及び別箇所に関するクレームは一切応じかねますので、現車をよくご確認の上、ご納得の上でご購入下さい（口頭の説明には限度がありますのでご了承下さい）</p> <p><申入れ趣旨> いずれの条文も削除してください。</p>	<p>6. 注意事項の第1条および第2条のいずれも削除します。</p>
<p>Ⅱ. <是正要望事項>に関する申入れ</p> <p>1〔一般条項〕2条について</p> <p>貴社にて万一私の契約に応ずることができないと判断された場合は、これについて一切異議を申し述べません。この場合、お渡ししてある申込金は、そのままお返し下さい。</p> <p>〔一般条項〕3条について</p> <p>契約は、この契約書に基づき私が申込金を支払いした時点、又は提携ローン契約用紙に捺印時点で成立するものとします。</p> <p><申入れ趣旨> 第2条と第3条は矛盾する規定となっているので整理して下さい。 また、「又は提携ローン契約用紙に捺印時点で成立するものとします」との規定を「又はクレジットで購入する場合、信販会社の契約書に定められている日に契約が成立するものとします」に修正して下さい。</p>	<p>1. 一般条項の第2条および第3条については下記のように修正します。</p> <p><第2条></p> <p>申込金を支払った後、契約成立に至らなかった場合には、申込金を返還します。</p> <p><第3条></p> <p>契約は、本契約書に捺印した時点で成立するものとします。但し、ローン契約による場合には、信販会社の契約書に定められている日をもって契約が成立するものとします。</p>

株式会社フェニックスへの契約条項に関する「申入れ・再申入れ等の内容」	株式会社フェニックスからの「回答内容（契約条項に関する改善）」
<p>2〔一般条項〕6条柱書について</p> <p>契約車輛と下取車は別契約の取扱いとし、契約成立と同時に下取車の所有の権利は貴社に渡るものとし貴社以外に譲渡、転売しないことを確約します。</p> <p><申入れ趣旨> 「契約車輛の契約が何らかの理由により解除、取消又は無効になった場合には、下取車に関する契約も、解除、取消又は無効となります。なお、下取車の所有権は、私が契約車輛を受け取り、下取車を貴社に引き渡した時に移転します。」と訂正してください。</p>	<p>2. 一般条項の第6条柱書きについては下記のように修正します。</p> <p>契約車両の契約が何らかの理由により解除、取消または無効になった場合には、下取車に関する契約も、<u>同時に</u>解除、取消または無効となります。なお、下取車の所有権は、私が契約車両を受け取り、下取車を貴社に引き渡した時に移転します。</p>
<p>3〔一般条項〕6条dについて</p> <p>下取車に抵当権、貸借権などなんらかの権利の設定がないことはもちろん、公租公課の滞納など一切の負担がないことを保証すると共に、万一、第3者から異議・費用負担など貴社に不利益となる申し出があるときは、すべて私の責任において処理し、貴社に迷惑をかけません。 同時に、貴社より迷惑料の請求があった場合は、速やかに現金をもって支払います。</p> <p><申入れ趣旨> 第2文の「迷惑料」は、どのような場合に消費者に発生するのか、その趣旨について具体的に明文化して下さい。 <※上記申入れに対する2009年9月30日付け回答書での「第2文の修正内容」について、さらに明瞭な表現への改善を2010年5月19日付けで要請しました。></p>	<p>3. 一般条項の第6条dについて、下記のとおり一部文言を修正します。</p> <p>【現行】</p> <p>同時に、貴社より迷惑料の請求があった場合は、速やかに現金をもって支払います。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【修正後】</p> <p>もし、第三者から異議の申し出により、貴社に費用負担の損害が生じた場合には、直ちにその損害について賠償します。</p> <p>※上記修正後の内容は、2010年5月19日付けで要請に対する、2010年6月7日付けの回答書内容に基づいて記載しています。</p>
<p>4〔注意事項〕6条について</p> <p>広告と現車が異なる場合には、現車優先であることを承諾いたします。</p> <p><申入れ趣旨> 削除してください。</p>	<p>4. 注意事項第6条は削除します。</p>

株式会社フェニックスへの契約条項に関する「申入れ・再申入れ等の内容」	株式会社フェニックスからの「回答内容（契約条項に関する改善）」
<p>Ⅲ. 再申入れでの確認事項</p> <p>1. 貴社契約条項の是正時期の確認 今回の回答書においては、当機構からの申入れ趣旨が反映された次の条項の是正内容（削除・修正）が回答されています。その具体的な是正実施時期と実施までの消費者への対応についてお教え願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般条項 4 条 : 申込撤回時の違約金関係規定の修正（迷惑料の削除） ②一般条項 5 条 : 自動車登録書類提出遅滞時に無催告による申込撤回規定の削除 ③一般条項 6 条 a : 下取車契約撤回時の違約金規定の修正（迷惑料の削除） ④現金一括払約款 1 条 : 自動車代金支払遅滞時の申込撤回規定の修正（催告後遅滞時の取り扱いを明記） ⑤注意事項 1 条・2 条 : 改造部位や修復履歴等の瑕疵担保責任の免除規定を削除 ⑥一般条項 2 条 : 契約不成立時の申込金返還規定の修正 ⑦一般条項 3 条 : 契約成立時期に関する規定の修正 ⑧一般条項 6 条 柱書 : 契約車両と下取車の取り扱い規定の修正（契約車両と下取車の別契約扱いから同時契約へ） ⑨一般条項 6 条 d : 下取車に抵当権等が設定されている場合の損害賠償規定の修正（損害賠償の発生趣旨の明文化） ⑩注意事項 6 条 : 広告と現車が異なる場合の取り扱い規定の削除 	<p>契約書面等も含めた具体的な改善（改定）を、2010年9月中に実施し、以後、改定後書面等を使用開始します。</p> <p>＜※当初は、「契約条項の是正実施時期については、現在使用している契約書が終了次第、実施しようと考えております」という回答でしたが、2010年7月段階で上記のとおり改められました。＞</p>
<p>2. 申込・契約撤回時の迷惑料の削除に関する確認 同様に当機構からの申入れ趣旨に基づき、「[一般条項] 4 条と 6 条 a」が修正され、「申込・契約撤回時の迷惑料」を削除する旨、回答されています。この回答においては「従前の迷惑料と同水準額の請求自体を廃止したもの（「〇〇等」との標記の中には含まれていないもの）」と理解しますが、相違ないかお教え願います。</p>	<p>2. 相違ありません。</p>

以上